

(写)

令和8年7月13日

長野地方最低賃金審議会

会長 山本 恭子 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 山本 恭子

特定最低賃金検討小委員会における検討結果について（報告）

当委員会は、令和8年度特定最低賃金（4業種）の適用使用者数・適用労働者数について、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告します。

記

適用使用者数・適用労働者数は別表のとおりとする。

※令和8年度審議で使用するもの

特定最低賃金 適用使用者数・適用労働者数

	令和3年 経済 センサス 使用者数	事業所 増減数	適用 使用者数	令和3年 経済 センサス 労働者数	増減人 員数	除外者数	適用 労働者数
印刷、製版業	320	-2	318	3,718	-68	278	3,372
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,732	-4	1,728	54,908	-326	6,220	48,362
計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	1,325	-3	1,322	67,279	-357	8,015	58,907
各種商品小売業	53	5	58	4,159	137	1,480	2,816

※ 令和3年経済センサス事業所母集団データベース(令和4年次フレーム確報)を基に、令和3年6月1日から令和7年12月1日までの事業場の成立及び廃止情報並びに令和7年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。